

赤松政秀判物

【原文】

三木郡岩峯寺
衆徒歸住事、以奉
書堅被仰付上者、召出
寺僧、可渡沙汰寺家
者也、仍状如件、

文明六

三月四日 政秀（赤松）（花押）

藤田五郎左衛門殿

横山三郎左衛門殿

【読み下し】

三木郡岩峯寺衆徒歸住の事、奉書ほうしょを以て堅く
仰せ付けらる上は、寺僧おほを召し出し、寺家じけに
沙汰し渡すべきもの也。よつて状くだんの如
し。

文明六

三月四日 政秀（花押）

藤田五郎左衛門殿

横山三郎左衛門殿

【現代語訳】

三木郡石峯寺衆徒の歸住の事について、奉書
によつて堅く命じられた上は、寺僧を召し出
し、寺家に（奉書の）命令を執行せよ。よつ
て状はこのとおりである。

文明六年

三月四日 政秀（花押）

藤田五郎左衛門殿

横山三郎左衛門殿